

障害者優先調達推進法に基づく優先調達についての平成29年度実績について

【障害者優先調達推進法とは】

平成25年4月1日より、「国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（略称「障害者優先調達推進法」）」が施行されました。

この法律は、国や地方公共団体、独立行政法人などが、障害者就労施設などから物品や役務の調達を優先的に行うために必要な事項を定め、障害者就労施設などが提供する物品や役務に対する需要を高めるとともに、働く障がい者の方々の自立の促進に資することを目的としています。

【龍ヶ崎市の調達方針】

この法律では、市町村においても独自の調達方針を定めることが義務付けられているため、龍ヶ崎市でも平成25年度からその方針を定めているところです。

この方針の中では、毎年の調達目標額を定め、その実績を年度終了後に公表することとしているため、ここで龍ヶ崎市の平成29年度調達実績を公表します。

【平成29年度の調達実績】

- 調達目標額：330,000円以上
- 調達実績額：314,589円
- 調達実績の内訳

物 品 ・ 役 務 等	金 額 (円)
花苗（ポット）等	98,470
母子手帳セット・乳幼児健診等封入	33,494
がん検診通知等封入	9,000
高齢者インフルエンザ予防接種医療機関配布物セット封入	3,000
児童手当現況届印刷・通知封入封緘	67,625
障がい者プラン印刷製本	0
名刺印刷	8,000
合 計	314,589